

いじめ防止等対策の取り組みについて

香川高等専門学校(高松)

令和6年1月26日現在

	項目	自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	学校いじめ対策委員会(事例検討会)、学級担任会等で啓発を行った。	引き続き全教職員への理解促進のため、学内グループウェアにて日常的に閲覧できる体制を整備している。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめ対策委員会（事例検討会含む）を実施した。	引き続き定期的に年6回以上開催	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	国立高専機構が制作したコンテンツを活用し、オンライン研修を実施中	国立高専機構が制作したコンテンツを活用したオンライン研修を周知した。	令和5年12月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	ホームページで周知した。	いじめに関する理解チェックを全教員に対して行った際に資料として周知した。	令和5年10月
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	ホームページで周知した。	いじめに関する理解チェックを全教員に対して行った際に資料として周知した。	令和5年10月
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめを含めた学生支援の問題に対する事例検討会にて周知した。	いじめに関する理解チェックを全教員に対して行った際に周知した。	令和5年10月
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	ホームページ等による周知活動を引き続き実施	規程改正に伴い全教職員に周知予定	令和6年1月
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	関係者による共有活動を引き続き実施	引き続き日常的な情報共有を行う。	-
9	令和4年度の実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	年度末に点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	いじめ対策委員会にて年間通じて点検し、年度末に検証して次年度計画に反映させる。	令和6年2月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生主事及び学生相談室所掌で実施し、関係者で共有している。	寮も含めると年間6回アンケートを実施している。ブラッシュアップしながら継続し、引き続き関係教職員で共有する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	スクールカウンセラーをいじめ防止対策室の構成員としており、香川高等専門学校いじめ防止等基本計画において、その役割を明確にしている。守秘義務に反しない範囲で、いじめ防止に必要な情報を関係教職員間で共有している。	引き続き実施	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	自殺予防研修の一環として実施している。	自殺予防講演会でSOSを出すことの大切さを学生に周知した。	令和5年11月・12月実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	ガイダンスで説明している。	新学期ガイダンスで担任が説明することとして引き続き継続する。	令和6年4月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	学生会主体の取組を令和5年度に実施する予定。	学生会メンバーによるいじめ対策についての意見交換会を実施した。次年度の学生会の取組を計画した。	令和5年9月・1月
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページ等による周知活動を実施	入学者説明会において入学者と保護者に対して説明を行う。 後援会総会において学校におけるいじめ防止の取組を説明する。	令和6年3月 令和6年4月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学級担任と連携し、被害者、加害者及びその保護者等に対し、学内対応方針を伝えることを徹底した。	引き続き、学級担任等と連携し、被害者、加害者及びその保護者等に対し、学内対応方針を伝えることを徹底する。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部評価委員会等での連携協力活動を引き続き実施	外部の有識者が出席する外部評価委員会において、学生支援体制の説明に加えていじめ防止等基本計画や取組の内容を説明し、意見を聞く。	令和6年2月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	協定締結の警察署あり	事案に応じて情報提供を行っている。	-